

農業委員会からのお知らせ

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日で満了となることから、新たな委員を募集します。

農業委員は町長が議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が担当区域を定めて委嘱しており、これらの委員は「農業委員会等に関する法律」に基づき、担当区域での農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの現場活動を行い、連携して地域の農地問題に取り組んでいます。

地域農業の発展のため、**女性や青年農業者、認定農業者、地域農業の振興に理解のある方**など、多様な人材のご応募をお待ちしています。

「農業委員会等に関する法律」に定められている農業委員会の事務

◆必須の事務◆

- ①農地法などに基づく事務
 - ・農地の権利移動の許可
 - ・農地転用の許可申請への意見
- ②農地などの利用の最適化の推進
 - ・担い手への農地利用の集積・集約化
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進

◇任意の事務◇

- ①法人化などの農業経営の合理化に関すること
- ②農業一般に関する調査及び情報提供に関すること



募集
期間

令和8年2月2日～3月16日

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）



項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	9人	13人 佐川町を5つの地域（佐川地区、斗賀野地区、尾川地区、黒岩地区、加茂地区）に分けて委嘱します。
募集資格	選任予定日において、次の全てに該当しない者 ①原則として佐川町に住所を有していない者 ②佐川町の職員である者 ③公租公課使用料等に滞納がある者 ④破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ⑤禁固刑以上の刑に処され、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑥佐川町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、またはこれらと密接な関係を有する者	
申込方法	農業者3名以上からの推薦、農業者の組織する団体からの推薦、又は自薦によります。所定の推薦書・応募申込書を農業委員会事務局に郵送か持参で届け出て下さい。	
身分	佐川町の特別職の非常勤職員（秘密保持義務があります）	
任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日	選任された日～令和11年7月19日
報酬月額	会長：32,000円、委員：22,000円	22,000円
その他	①農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募はできますが、兼職はできません。 ②推薦及び応募に関する書類は返却しません。 ③申込等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 ④受付期間中と終了後に推薦及び募集状況を公表します。	

推薦書・応募用紙は農業委員会事務局に備えています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

問 農業委員会事務局 電話 22-7710